

I 小規模林地開発行為の届出制度について

1 趣 旨

森林の適正な利用を確保することにより、森林の有する公益的機能の維持を図るため、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（平成22年条例第4号）第18条第1項の定めるところにより、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に基づく林地開発許可を必要としない0.3ヘクタール以上1ヘクタール以下（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール以下）の開発行為（以下「小規模林地開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ知事に届け出ることが必要です。

なお、同条例では、林地開発行為（林地開発許可にかかるもの）又は小規模林地開発行為に際して、事業者、土地所有者及び県の責務を定めています。

《事業者の責務》

事業者は、その事業活動に係る林地開発行為又は小規模林地開発行為（以下「林地開発行為等」という。）において、森林の有する公益的機能（法第10条の3に規定する森林の有する公益的機能をいう。以下同じ。）を維持する責務を有する。（条例第3条）

《土地所有者の責務》

土地の所有者は、林地開発行為等をしようとする者に対して土地を提供しようとするときは、当該土地において行われる林地開発行為等が森林の有する公益的機能に与える影響について考慮し、その影響に照らして当該林地開発行為等が不適切なものであると料するときは、当該林地開発行為等をしようとする者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。（条例第4条）

《県の責務》

県は、林地開発行為等による森林の有する公益的機能の維持についての支障を未然に防止するため、市町村と連携して林地開発行為等の状況を把握するとともに、林地開発行為等の監視その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（条例第5条）

2 届出の対象

（1）届出の対象となる森林（法第5条）

小規模林地開発行為の届出が必要となる森林は、知事が樹立する地域森林計画の対象となる民有林で、その区域は森林計画図に明示されています。

なお、地域森林計画対象民有林であっても下記の森林は届出の対象となりませんが、別の法令等の規制がかかります。

ア 保安林（森林法第25条又は25条の2）

イ 保安施設地区の区域内の森林（森林法第41条）

ウ 海岸保全区域内の森林（海岸法第3条）

＊ 森林計画図は、県ホームページ「ちば情報マップ（<https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/Portal>）」で確認してください。

〔参考〕

森林法における「森林」とは

① 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

② ①の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

と定義されており、土地と立木竹を一体とする概念です。（法第2条）

そのため、②のように、伐採跡地で立木竹が生育していない場合や、散生地（立木竹がまばらに生えている土地）の場合等であっても、「供される土地」ならば「森林」となります。

このように、森林法における「森林」は、現況主義であるため、不動産登記規則第99条に規定されている地目の「山林」とは必ずしも一致しません。

なお、開発行為を行う土地が、農地法の農地であり、かつ森林法の地域森林計画対象民有林である場合は、農地法の農地転用が認められることが確実であると認められる段階で、地域森林計画対象民有林の指定から除外するので、確認してください。

森林及び森林以外の区分

土 地	森 林	立 木 地	木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹		
		無 立 木 地	伐 採 跡 地		
			未立木地	原 野	
				切 替 畑	
	そ の 他				
地	森 林 以 外	主として農地（果樹園を含む。）、住宅地（公共施設、事業場の敷地、宗教法人法第3条第2号及び第3号の土地、墓地を含む。）若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹			

（2）届出の対象となる開発行為

レジャー施設等造成、宅地造成、農用地造成、道路の新設・改築、砂利・岩石・土採取、残土・廃棄物の埋立て、太陽光発電設備の設置、その他土地の形質を変更する行為について届出が必要となります。

「土地の形質を変更する行為」とは、土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為で、表土の掻き起こし、切土・盛土等の土砂・岩石等の移動を伴う行為などを含みます。

また、土地の改変を伴わない場合でも、建築物や太陽光発電設備等を設置する場合は、その行為により当該森林を木竹の集団的な生育に供される土地でなくすることとなり、森林の土地としての性格を大きく変えることから「土地の形質を変更する行為」に該当します。

（3）届出の対象となる開発行為の規模（条例第2条第2項、条例施行規則第2条）

次の規模の開発行為をする場合は、届出が必要となります。

- ア 太陽光発電設備の設置を目的とする行為であって、森林の土地の形質変更面積が0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール以下のもの
- イ 太陽光発電設備の設置を目的とする行為以外の行為であって、森林の土地の形質変更面積が0.3ヘクタール以上1ヘクタール以下のもの
- ウ 専ら道路の新設又は改築の場合は、有効幅員（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）が3.0メートルを超えるもので、森林の土地の形質変更（法の部分を含む。）面積が0.3ヘクタール以上1ヘクタール以下のもの

なお複数の伐採届による開発行為において、個々の開発行為面積が上記（３）の規模に該当しない場合であっても、人格、時期、場所等からみて、上記（２）「届出の対象となる開発行為」の行為として一体性があると認められ、その合計面積が上記（３）の規模に該当する場合には、原則として全体（既に完了した開発行為を含む。）で小規模林地開発行為の届出が必要となります。

複数の開発行為の一体性の認定については、当初から 0.3 ヘクタール以上の森林の開発計画があったか否かに関わらず、次の人格・時期・実施場所の観点から判断します。

人 格：同一人が行う場合、又は同一人が行わない場合であっても、計画の共同性があると認められる場合。

（例）

① 進入路、管理棟等の施設、調節池等の防災施設、その他事業に使用する施設を共同で開設していること。

② 開発行為の会社が異なっているが、代表役員が同一人若しくは親会社、子会社の関係にあること。又は従前から共同で事業を行っている実績があること。

時 期：実施時期が重複している場合、又は実施時期が異なっている開発行為であっても、前の開発行為の完了後 3 年以内に次の開発行為を計画する場合。

実施箇所：実施箇所が異なった開発行為であっても、局所的な同一集水区域内で調節池（浸透池を含む。）、排水系統を設置する場合、又は相互の開発行為地（土地の形質変更を行った区域）間の距離が 30m 未満である場合。

なお、太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした開発の一体性の判断に当たっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報や電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の届出の情報も活用します。

3 届出の対象外

次のいずれかに該当する場合、届出は不要です。（条例第 18 条第 1 項）

（１）国又は地方公共団体が行う場合

ア 国とみなされる法人

独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（以下「機構法」という。）附則第 12 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の業務（同号の業務にあつては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律第 3 条の規定による改正前の機構法第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の業務に限る。）として行う場合に限る。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構

〔参考〕 東日本高速道路株式会社等旧日本道路公団等の民営化に伴い設立された高速道路会社は、民営化された平成 17 年 10 月 1 日以降、林地開発許可が必要になりました。

イ 地方公共団体

都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団

ウ 地方公共団体とみなされる法人

地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法・昭和 40 年法律第 124 号）

地方道路公社（地方道路公社法・昭和 45 年法律第 82 号）

土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律・昭和 47 年法律第 66 号）

- (2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で森林法施行規則第5条に定めるものの施行として行う場合
- ア 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- イ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- エ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理
- オ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する放送事業の用に供する基幹放送の用に供する放送設備
- カ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設
- キ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設
- ク 港湾法第2章の規定により設立された港務局が行う事業（「キ」に該当するものを除く。）
- ケ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法〔平成元年法律第83号〕第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
- コ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館
- サ 航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- シ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
- ス 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- セ 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設
- ソ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル
- タ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物
- チ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業（「ス」に該当するものを除く。）
- ツ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- テ 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設

4 届出の受付

小規模林地開発行為届出書は、林業事務所（支所）において、次の形式的要件が整っている場合に受付を行ないます。

- (1) 小規模林地開発行為に係る届出書の記載事項に不備がないこと。
(2) 小規模林地開発行為に係る届出書に添付すべき書類及び図面が添付されており、かつ、当該書類及び図面の記載事項に不備がないこと。

5 届出内容の確認と指導

林業事務所（支所）では、届出を受け付けた後、届出があったことを関係する市町村に通知するとともに、届出内容が次の事項に該当していないか確認を行います。

- (1) 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止及び水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出、崩壊又は水害その他の災害を発生させるおそれがあること。
- (2) 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- (3) 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

※ 各事項の詳細については、「Ⅳ 小規模林地開発行為における森林の有する公益的機能維持のための基準」を参照してください。

上記（１）～（３）について確認を行った結果、届出に係る小規模林地開発行為により、森林の有する公益的機能の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるときには、事業者に対して、計画の変更等必要な措置を行なうよう林業事務所（支所）から指導が行なわれます。

なお、行おうとする小規模林地開発行為について、他の法令又は条例の規定に基づく行政庁の許認可を必要とする場合は、下記区分により上記確認事項の全部又は一部を省略します。
(確認事項の全部又は一部を省略できる場合でも、届出の提出は必要です。)

区	分	省略する確認事項
別表 1 の法令等に基づく許認可を必要とする開発行為		全 部
別表 2	〃	(1) 及び (2)

別表 1

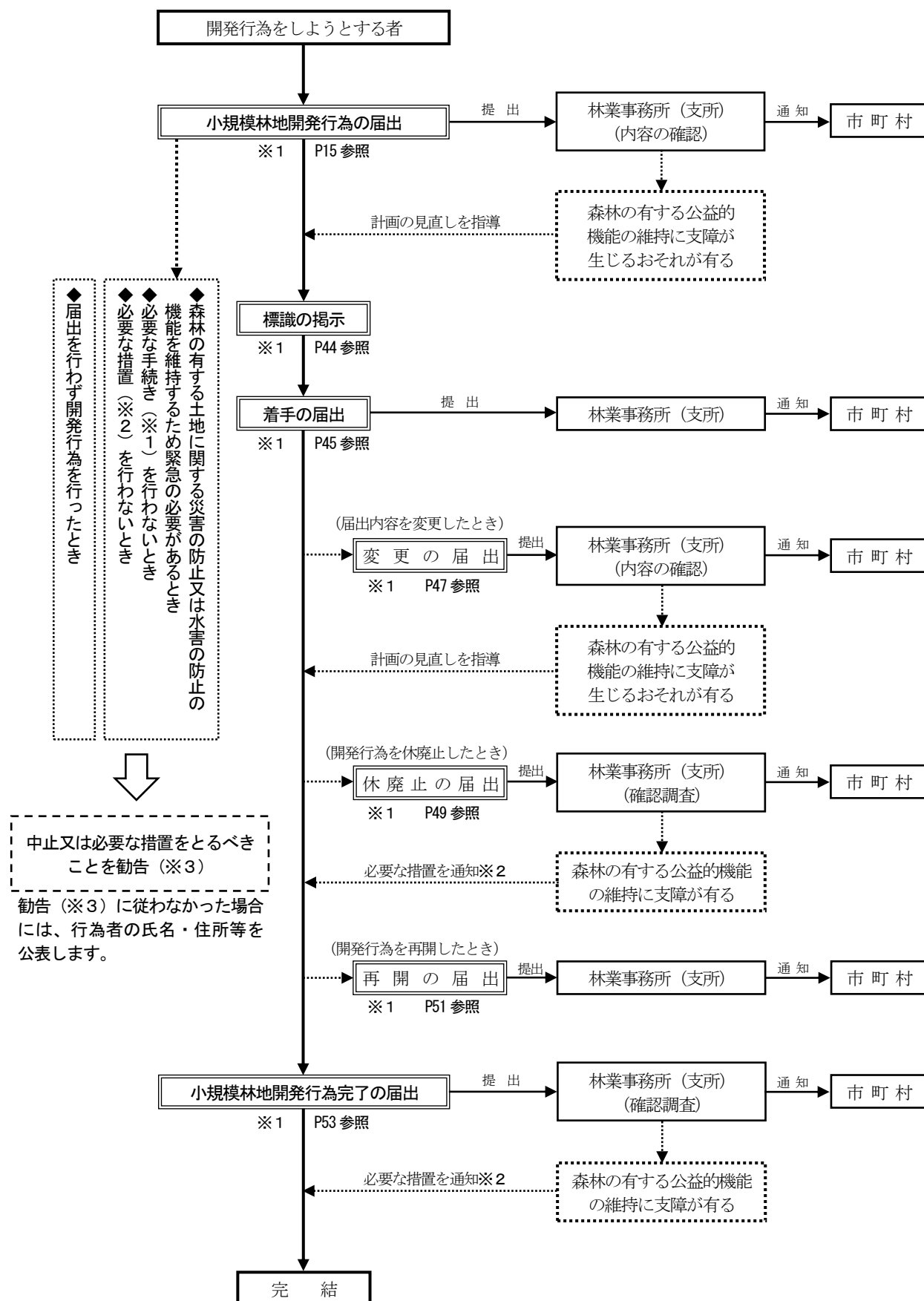
1	都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）
2	宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 4 4 年条例第 5 0 号）
3	自然公園法（昭和 3 2 年法律第 1 6 1 号）
4	千葉県立自然公園条例（昭和 3 5 年条例第 1 5 号）
5	千葉県自然環境保全条例（昭和 4 8 年条例第 1 号）
6	砂防法（明治 3 0 年法律第 2 9 号）
7	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）
8	地すべり等防止法（昭和 3 3 年法律第 3 0 号）
9	河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）

別表 2

1	砂利採取法（昭和 4 3 年法律第 7 4 号）
2	採石法（昭和 2 5 年法律第 2 9 1 号）
3	千葉県土採取条例（昭和 4 9 年条例第 1 号）
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）
5	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）
6	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 9 年条例第 1 2 号）
7	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 9 年千葉市条例第 3 6 号）
8	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 1 4 年船橋市条例第 5 8 号）
9	芝山町土砂等埋立て等規制条例（平成 3 0 年芝山町条例第 7 号）
1 0	佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例（平成 1 7 年佐倉市条例第 4 9 号）
1 1	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成 1 6 年成田市条例第 1 5 号）
1 2	神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例（平成 3 1 年神崎町条例第 2 6 号）
1 3	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成 1 7 年八街市条例第 2 3 号）
1 4	銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成 1 7 年銚子市条例第 3 3 号）
1 5	東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成 1 7 年東金市条例第 1 6 号）
1 6	山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例（平成 1 8 年山武市条例第 9 7 号）
1 7	柏市土砂等埋立て等規制条例（平成 1 9 年柏市条例第 6 0 号）

18	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成14年四街道市条例第1号)
19	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成22年木更津市条例第1号)
20	勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成23年勝浦市条例第10号)
21	富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成23年富津市条例第1号)
22	君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成24年君津市条例第4号)
23	鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及び堆積の規制に関する条例 (平成27年鋸南町条例第9号)
24	大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成28年大多喜町条例第18号)
25	印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成28年印西市条例第37号)
26	野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成30年野田市条例第23号)
27	多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 (平成30年多古町条例第13号)
28	匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 (平成31年匝瑳市条例第4号)
29	旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 (令和2年旭市条例第27号)
30	長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (令和3年長生村条例第4号)
31	香取市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 (令和4年香取市条例第22号)

6 小規模林地開発行為のながれ



7 地域森林計画対象民有林における形質変更及び伐採に係る手続

小規模林地開発行為を行おうとする場合で、立木の伐採を伴う場合には、条例第18条第1項の規定による小規模林地開発行為の届出の他に、法第10条の8の規定による伐採及び伐採後の造林の届出を小規模林地開発行為に係る森林の所在する市町村に提出する必要があります。

なお、地域森林計画対象民有林において開発行為を行う場合の手続には、次の4種類があります。

ア 法第10条の2の規定による林地開発許可

イ 法第10条の8の規定による伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採届」という。）

ウ 条例第18条の規定による小規模林地開発行為の届出

エ 行政指導指針第24条第1項の規定による協議（以下「連絡調整」という。）

開発面積と必要な手続との関係

行 為	面 積 等		必 要 な 手 続	提 出 先	
	太陽光発電設備の設置	その他の目的			
開 発 (土地の形質変更)	0. 3ha未満		伐採届（イ）	市町村	
	0. 3ha以上 0. 5ha以下	0. 3ha以上 1. 0ha以下	小規模林地開発行為の届出（ウ）	林業事務所（支所）	
			伐採届（イ）	市町村	
	0. 5ha超え	1. 0ha超え	林地開発許可（ア）	林業事務所（支所）	
			国若しくは地方公共団体実施又は法施行規則第5条該当事業	連絡調整（エ）	林業事務所（支所）
			伐採届（イ）	市町村	
伐採のみ	面積に係わらず全て		伐採届（イ）	市町村	